

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成31年 2月25日
発信課	環境部環境総務課
担当者	石田 知彦
連絡先	電 話 0166-25-5350
	FAX 0166-29-3977
	E-mail kankyosomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	9月3日 ~ 3月25日
発表項目 (行事名)	旭川市狩猟免許取得支援補助金 (申請受付期間延長)
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>鳥獣対策の捕獲の担い手を確保するため、平成30年度に新規で第一種銃猟免許を取得された方を対象に、申請に基づき経費の一部を補助します。申請受付期間を平成31年3月25日まで延長します。</p> <p>1 補助の対象者 次の全てに当てはまる方 (1) 平成30年度に新規で第一種銃猟免許を取得された方 (2) 銃砲所持許可を受けている方 (3) 旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない方</p> <p>2 補助対象経費 (1) 狩猟免許取得にかかる経費 (2) 狩猟登録にかかる経費 (申請年度の登録に係る経費に限る) (3) 銃砲所持許可にかかる経費 (申請日において有効期間内の許可に要した経費に限る)</p> <p>3 補助率及び補助上限額 補助率は補助対象経費の1/3以内 (千円未満切り捨て) とします。ただし25,000円を上限とします。</p> <p>4 詳細 添付資料参照</p>
添付資料	有 ・無 (平成30年度旭川市狩猟免許取得支援補助金のお知らせ) (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道 (取材) に当たってのお願い	
備 考	

鳥獣対策の捕獲の担い手を確保するため、平成30年度に新規で第一種銃猟免許を取得された方を対象に、申請に基づき経費の一部を補助します。概要は次のとおりです。



1 補助の対象者

次の全てに当てはまる方

- (1) 平成30年度に新規で第一種銃猟免許を取得された方
- (2) 銃砲所持許可を受けている方
- (3) 旭川市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない方

2 補助の対象経費

区分	対象経費	留意点
狩猟免許の取得に係る経費	狩猟免許試験申請手数料	
	狩猟免許試験予備講習会受講料	
	医師の診断書料	
狩猟者登録に係る経費	狩猟者登録手数料	平成30年度の登録に係る経費のみ対象
銃砲所持許可に係る経費	猟銃等講習会手数料	申請日において有効期間内の銃砲所持許可に要した経費のみ対象
	教習資格認定申請手数料	
	医師の診断書料	
	猟銃用火薬譲受許可証申請手数料	
	射撃教習受講料	
	所持許可（更新）申請手数料	

3 補助率及び補助上限額

補助率は補助対象経費の1/3以内（千円未満切り捨て）とします。ただし25,000円を上限とします。

4 申請にあたっての提出書類



- (1) 旭川市狩猟免許取得支援補助金交付申請書一式（市ホームページからダウンロード出来ます）
- (2) ア 狩猟免許（写）、イ 狩猟者登録証（写）、ウ 銃砲所持許可証（写）【イは対象として申請する場合のみ】
- (3) 補助対象経費に係る領収書（写）
- (4) 納税証明書（市税に滞納のない証明）

【納税証明書取得について】市役所総合庁舎2階⑩窓口、各支所又は東部まちづくりセンターで交付。費用(300円)は申請者の自己負担。
 【納税証明書取得に必要なもの】運転免許証など本人確認書類、市税納付から2週間以内の場合は領収書や記帳済み通帳等納付確認ができる書類、請求が代理人の場合は委任状。詳しくは税務部税制課諸税係 25-5604 にお問い合わせ下さい。

5 申請受付期間

平成30年9月3日（月）午前8時45分から平成31年3月25日（月）午後5時15分まで
 ただし、申請期間内であっても、予算額に達した場合、受付を終了します。

6 申請書提出先及び提出方法等

- (1) 提出先 〒070-0825 旭川市6条通9丁目旭川市役所総合庁舎8階 環境部環境総務課環境保全係
- (2) 提出方法 持参または郵送（当日消印有効）

（お問合せ先）旭川市環境部環境総務課環境保全係
 0166-25-5350